

資料 No. 3

最低賃金の決定基準等について

目次

1	最低賃金の決定基準について	1
2	OECDによる相対的貧困率	2
3	生活保護	
(1)	最低生活費の体系	4
(2)	生活保護制度における最低生活費の算出方法(平成17年度)	5
(3)	勤労者3人(夫婦小1人)世帯における消費実態と生活保護基準との比較について	6
(4)	生活扶助基準の改定方式について	7
(5)	生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(抄)	8
4	イギリスの最低賃金について	10
5	アメリカの最低賃金について	12

最低賃金の決定基準について

○ 最低賃金法第3条の解釈

第3条（最低賃金の原則）

最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

この3原則は、最低賃金の決定に当たっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は二次というような順位はつけ難い。3つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。

本法は、業種別、職種別、地域別それぞれの実情に即した最低賃金を決定することを目的とするものであるから、これらの要素からいかなる方法で最低賃金額を算定するかは、個々の事案について、実情に即した具体的方法をとるべきである。

（出典：改訂2版「最低賃金法の詳解」労働調査会出版局編）

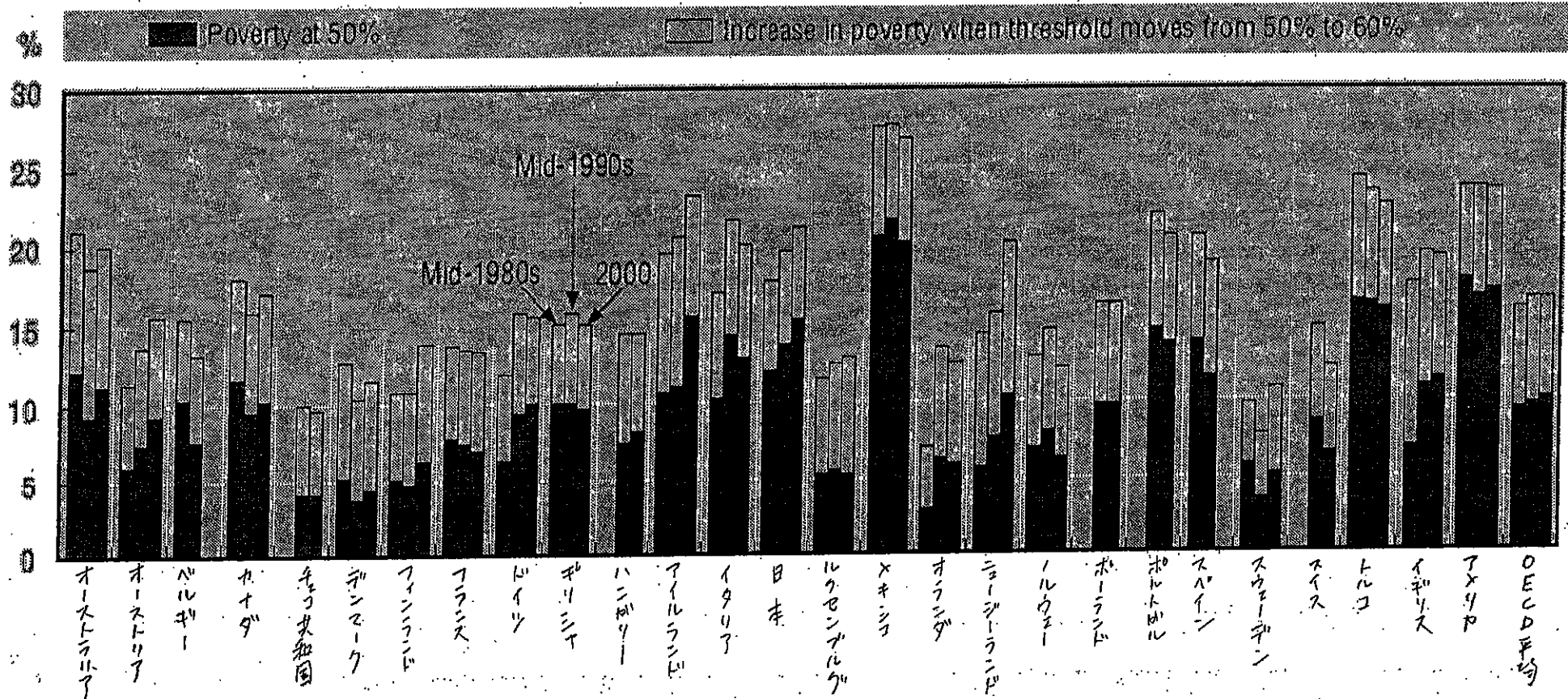
OECDによる相対的貧困率

	貧困率(注)(%)			調査期間
	80年代半ば	90年代半ば	2000年	
オーストラリア	12.2	9.3	11.2	1984, 1994, 1999
オーストリア	6.1	7.4	9.3	1983, 1993, 1999
ベルギー	10.5	7.8	n.a.	1983, 1995, n.a.
カナダ	11.6	9.5	10.3	1985, 1995, 2000
チェコ共和国	n.a.	4.3	4.3	n.a., 1996, 2002
デンマーク	5.3	3.8	4.3	1983, 1994, 2000
フィンランド	5.1	4.9	6.4	1986, 1995, 2000
フランス	8.0	7.5	7.0	1984, 1994, 2000
ドイツ	6.4	9.1	9.8	n.a., 1994, 2001
ギリシャ	13.4	13.9	13.5	1998, 1994, 1999
ハンガリー	n.a.	7.4	8.2	n.a., 1995, 2000
アイルランド	10.6	11.0	15.4	n.a., n.a., 2000
イタリア	10.3	14.2	12.9	1984, 1995, 2000
日本	11.9	13.7	15.3	1985, 1994, 2000
ルクセンブルグ	5.4	5.5	5.5	1986, 1996, 2001
メキシコ	20.7	21.7	20.3	1984, 1994, 2002
オランダ	3.1	6.3	6.0	1985, 1995, 2000
ニュージーランド	5.8	7.8	10.4	1986, 1996, 2001
ノルウェー	6.9	8.0	6.3	1986, 1995, 2000
ポーランド	n.a.	9.9	9.8	n.a., 1995, 2000
ポルトガル	n.a.	14.6	13.7	n.a., 1995, 2000
スペイン	13.8	11.5	n.a.	1985, 1995, n.a.
スウェーデン	6.0	3.7	5.3	1983, 1995, 2000
スイス	n.a.	8.6	6.7	n.a., n.a., 2001
トルコ	16.4	16.2	15.9	1987, 1994, 2002
イギリス	6.9	10.9	11.4	1985, 1995, 2000
アメリカ合衆国	17.9	16.7	17.1	1989, 1995, 2000
OECD-25	—	9.8	10.2	—

(注) 貧困率は世帯規模の違いを標準化した可処分所得がその中位数の半分よりも少ない人口の全人口に占める割合として算出される。

参考: 「1990年代後半のOECD諸国の所得分配と貧困」 OECD社会雇用移民ワーキングペーパー OECDパリ

出典: "Society at a Glance OECD SOCIAL INDICATORS" (2005 edition)



注) 貧困率は、全人口に対する、(世帯規模の違いを)標準化した可処分所得がその中位数の50%ないし60%よりも少ない人口の割合をいう。カナダとスウェーデンの1980年代半ばのデータは、1990年代半ばのデータとの連続性の断絶を考慮するために調整されている。OECD平均は、3つそれぞれの期において有用なデータのある国を参照している。

“2000”のデータは、オーストラリア、オーストリア、ギリシャの1999年、ドイツ、ルクセンブルグ、ニュージーランド、スイスの2001年、チェコ共和国、メキシコ、トルコの2002年を除く全ての国において2000年を参照している。

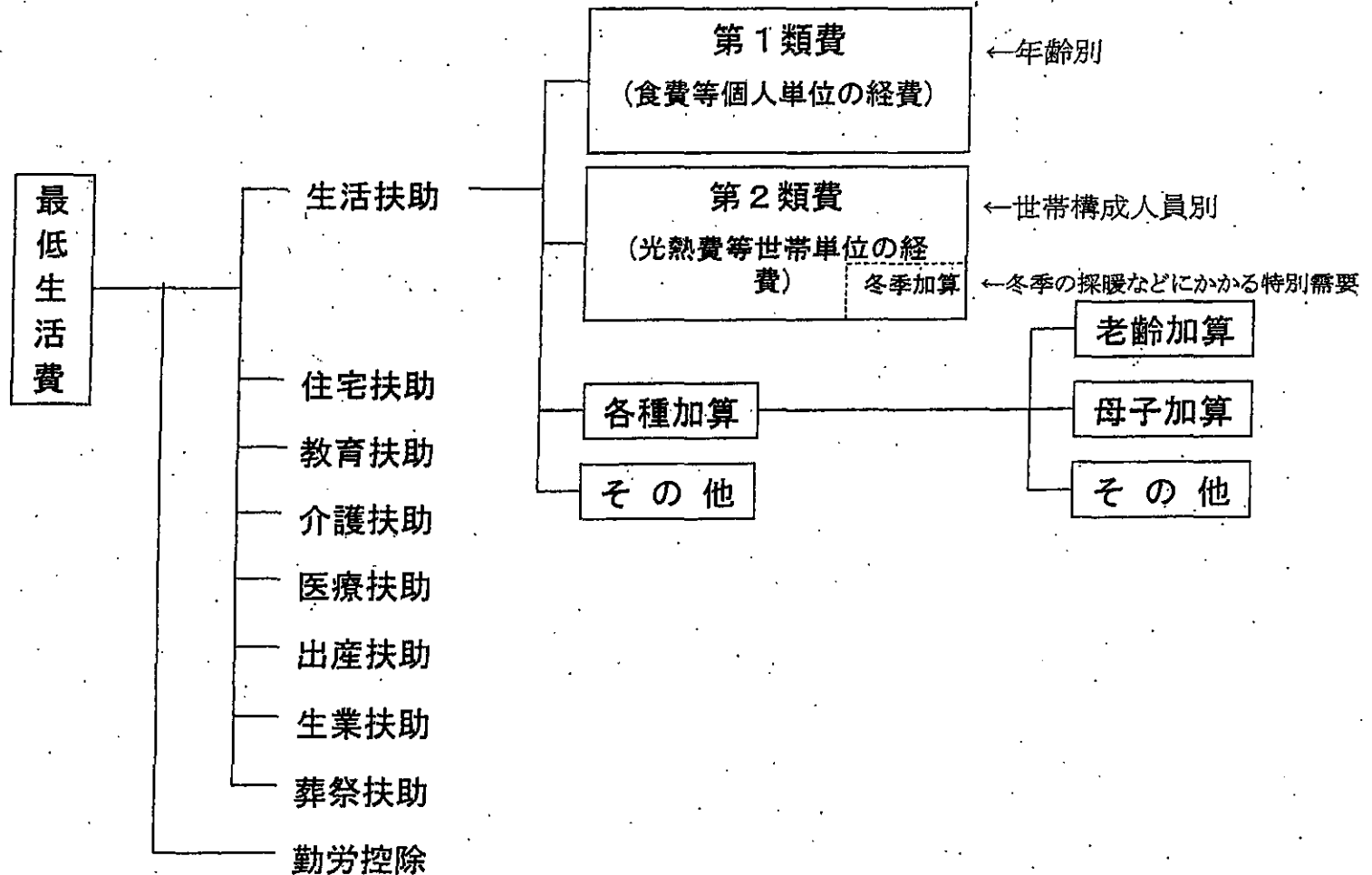
“1990年代半ば”のデータは、オーストリアの1993年、オーストラリア、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、日本、メキシコ、トルコの1994年、チェコ共和国、ニュージーランドの1996年を除く全ての国において1995年を参照している。

“1980年代半ば”のデータは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデンは1983年、オーストラリア、フランス、イタリア、メキシコは1984年、カナダ、日本、オランダ、スペイン、イギリスは、1985年、フィンランド、ルクセンブルグ、ニュージーランド、ノルウェーは1986年、アイルランド、トルコは1987年、ギリシャは1988年、アメリカは1989年を参照している。

(Extending: Opportunities How active social policy can benefit us all (OECD)).

最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成17年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.98を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.96を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
老人 72歳以上の者 70歳、71歳の病弱者	3,760	3,420	3,080	
	70歳、71歳の者	3,760	3,420	3,080
障害者 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等 身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	26,850	24,970	23,100	
	17,890	16,650	15,400	
1母子 親子 親世帯 世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

なお、16歳から18歳の児童のみを養育している場合の基準額は以下のとおり。

児童1人の場合	15,510	14,430	13,350
児童2人の場合	16,740	15,580	14,420
3人以上の児童1人につき加える額	630	580	530

- ①該当者がいるときだけその分を加える。
- ②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
- ③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
- ④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

地実代に
るに
家支
賃払
つ

1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

地域によりこの額以上の特別基準あり。(最高額は53,700円(東京都1,2級地、横浜市、川崎市))

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じ教材費などの実費が計上される。

⑥ 介護扶助基準

介居宅介護費の平均にかかった

⑦ 医療扶助基準

費診療の平均にかかった医療

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

最低生活費認定額